

中間整理

令和2年12月25日

1. はじめに ～コロナ禍とデジタル化～

近年、IoT、ビッグデータ、AI等の技術の高度化とデータの多様化・大容量化により、人々の生活様式や企業のビジネスモデルを一変させるデジタルトランスフォーメーション（DX）の動きが進展しつつある。また、GAFAをはじめとするデジタル企業が新たな機器・サービスを次々と投入し、グローバル市場における存在感を高めている。

本年初頭以降の世界規模での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、人々の行動が制約される中、テレワーク、オンライン教育、オンライン診療等、非対面・非接触での生活様式を可能とするデジタル活用の重要性が一層増大している。また、コロナ下の経済において、非対面・非接触型のサービスを提供するデジタル企業の存在感はさらに高まっている。

一方、国内に目を転じると、我が国は光ファイバや携帯電話等のインフラについては世界最高水準にあるものの、行政や企業等におけるデジタル活用の中では欧米やアジアの諸外国に比べて大きく遅れを取り、企業の生産性が低位に止まる一因とされてきた。また、我が国のデジタル企業はハード・ソフト両面においてグローバル市場でのプレゼンスが低下し、国際競争力の後退が顕著となってきている。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、我が国の行政や社会のデジタル化の遅れが改めて課題として顕在化した。今後は、リモート化と様々なデータの集積・活用を通じて、国民一人ひとりの幸福な生活の実現に資するとともに、多様な付加価値の創出により経済回復の原動力とすることが必要である。また、デジタル分野は経済安全保障の面で重要性を増しており、デジタル機器・サービスのサプライチェーンリスクに対応する観点からも、デジタル企業の競争力回復が求められる。

2. ポストコロナ時代のデジタル社会像

新型コロナウイルス感染症への対応において顕在化した行政や社会のデジタル化の遅れに対応するため、政府は、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」の全面的な見直しと、司令塔としての役割を担うデジタ

ル庁（仮称）の設置の方針を決定した。

上記の方針においては、デジタル化を目的ではなく手段として位置づけ、デジタル化によって多様な国民がニーズに合ったサービスを選択でき、国民一人ひとりの幸福に資する「誰一人取り残さない」、「人に優しいデジタル化」を進めることとされている。さらに、価値創造力を高めていくことが国民一人ひとりの幸せに資するという観点から、デジタル技術とデータの活用により、国際競争力の強化、持続的かつ健全な経済発展の実現を図ることとしている。

このようなデジタル社会の形成に向けては、リモート化と様々なデータの集積・活用を通じて現実世界をサイバー空間で再現し、サイバー空間上で課題の発見やその解決を図るなど様々なニーズに対応することが肝要であり、そのツールとなる IoT、AI、クラウドコンピューティング等のデジタル技術やインフラの一層の高度化と安全性の確保を図ることが必要である。

今後の具体的な施策の立案・実施においては、①デジタル企業による高度かつ安全なデジタル技術・インフラの開発・提供・維持、新規サービスの創出や市場の開拓（供給面）、②行政や企業等によるデジタル技術の導入（需要面）、③行政や企業等からサービスを受ける利用者によるデジタル技術の活用（受容面）、という3つに区分された課題について、相互に整合性を図りながら取組を進めるべきである。以下、3つの区分ごとに、これまでの本懇談会やワーキンググループにおいて指摘された課題を例示する。

① デジタル技術・インフラの開発・提供・維持、新規サービスの創出や市場の開拓（供給面）

デジタル技術・インフラについては、インターネットを通じて流通するデータの多様化、大容量化への対応が求められており、IoT等の新たなサービスの利用や災害時の対応をも念頭に置きつつ、光ファイバや5Gといった高度情報通信ネットワークがいつでもどこでも利用できるように整備・維持する必要がある。その際、インターネット経路上の諸課題の把握や地域格差のない通信品質の確保、我が国を取り巻く国際的な通信インフラの多様化の状況に着目することが重要である。

また、今回のコロナ禍に対応したデジタル化の推進を我が国のデジタル企業の国際競争力強化や持続的な経済成長のための好機と捉え、リモート社会にも対応可能なビジネスモデルを変革するようなDX投資を促進すべきである。その際、新たなサービスの創出には、インフラに加えてバックエンドの開発・運用・管理等のデジタル技術全体のバランスや多様性が重要であることに留意しつつ、技術で勝ってビジネスで負けないよう、利用者の視点を意識し、多様なステークホルダーを巻き込んだプラットフォームの構築や市場を拡大する

意識が重要である。

さらに、中長期的な観点から、強靱でセキュアなデジタル環境の実現に向け、Beyond 5G、AI、量子暗号通信等の最先端技術への研究開発投資の促進、研究開発成果の国際展開・国際標準化の推進、5G、光海底ケーブル、医療 ICT といったデジタルインフラ・ソリューションの海外展開の推進、安全・安心かつオープンなグローバル ICT 環境の整備、カーボンニュートラルに向けたグリーン化の推進、サイバー空間におけるセキュリティの充実・強化、クラウドサービスの積極的活用や公正競争環境の整備などの課題に取り組む必要がある。

② 行政や企業等によるデジタル技術の導入（需要面）

行政・企業等においては、デジタル化により効率化を追求するだけでなく、サービス利用者の利便性向上と新たな価値の創造を目指し、UI/UX に十分配慮しながらデジタル技術の導入に取り組む必要がある。また、短期的には行政やユーザ企業におけるデジタル人材の充実化を目指し、ベストプラクティスの共有などに取り組むことに加え、中長期的な観点からはベンダーに偏ったデジタル人材配置の適正化や処遇の改善、育成に努めていくことが重要である。

さらに、国・地方の行政のデジタル化を強力に推進することに加えて、NPO を含む民間や準公共部門におけるデジタル化の支援、データ利活用・標準化の推進、サイバーセキュリティの実現等の取組を進める必要がある。

③ 利用者によるデジタル技術の活用（受容面）

誰もが参画でき、個々の能力を発揮できる包摂性・多様性のあるデジタル社会を形成するためには、信頼性が高く有用な情報が流通する安心・安全な情報環境を整備するとともに、全ての国民が、年齢や地理的条件等に関わらず、自由な情報発信を行い、有用な情報に手頃な対価でアクセスすることができる環境をデジタル及びアナログの両面から整備することが必要である。その際、個人の属性に着目するだけでなく、ライフステージのそれぞれの段階に焦点を当てた検討を行うことも有用である。

そのためには、例えばデジタル活用に不安を持つ高齢者等を対象としたデジタル活用へのアクセス支援、デジタル活用の際の不安を取り除くためにユーザの意見を汲み取ることや情報モラル・リテラシー向上の支援、違法・有害情報等への対策、テレワークによる多様な働き方の支援などに総合的に取り組むことが必要である。また、手頃な対価で情報へのアクセスが可能となるよう、利用者が適切なサービスを選択可能となる環境の整備に取り組むことが求められる。

3. 今後の検討の進め方

新たに内閣に設置されるデジタル庁は、デジタル社会の形成に関する司令塔としての役割を担い、基本方針の策定などの企画立案機能とともに、国や地方公共団体、準公共部門等におけるデジタル導入について責任を担うことが予定されている。

前述した3つの区分に従えば、デジタル庁は主として②の行政・企業等におけるデジタル技術の導入に係る戦略を担うことになる。一方で、デジタル社会の実現には、デジタル庁のみならず、関係者がそれぞれの役割を認識し、①の高度かつ安全なデジタル技術・インフラの開発・提供・維持、新規サービスの創出や市場の開拓や、③の利用者によるデジタル技術の活用の促進についても、縦割りを排し連携・協力して取り組む必要がある。

総務省は、情報通信基盤のみならず、地方自治体や郵便局など利用者に最も近い分野も所管しており、「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用の推進に向けて積極的な貢献が期待される。本懇談会としては、デジタル化が目的ではなく手段であることや、アナログの現実社会との関係に留意しつつ、主に総務省による取組の具体的方策とスケジュールについて引き続き議論し、関係者のヒアリング等を通じ最終報告に向けてさらに検討を深めることが必要である。

以上